

「改正高年齢者雇用安定法」にもとづく教員の雇用確保の方策に関する公開質問状について（回答）

先の部局長等連絡会議(平成20年6月18日及び7月23日)において「教員の高年齢者雇用安定法に基づく対応」(案)として、「継続雇用制度の導入」について意見聴取を行いました。

このことは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の『65歳未満の定年の定めをしている事業主は、高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、1) 定年の引き上げ、2) 継続雇用制度の導入、3) 定年の定めの廃止のいずれかの措置を講じなければならない』に何ら反しているものではありません。

「継続雇用制度の導入」としたのは、1) 今後の国立大学法人の財務環境の変化に柔軟な対応が可能であること、2) 定年が60歳とされている事務職員等との差を配慮したこと、3) 民間企業などの動向を踏まえた対応が必要であることが理由であります。

審査の上、再雇用することについては、定年により一旦退職した教員を、特任教員として再雇用する選考手続きを示したものであります。

今後のスケジュールについては、教員の計画的人が円滑に行えるよう出来るだけ早期に方針を決定いたします。